

議題：第24号

甲府市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について（原案）

1 改正理由

公立学校における「休業日」については、学校教育法施行規則第61条により、①国民の祝日に関する法律に規定する日、②日曜日及び土曜日、③学校教育法施行令29条第1項の規定により教育委員会が定める日、と規定されている。

本市では、教育委員会が定める休業日として、夏季休業日（7月21日から8月28日までの間）、冬季休業日（12月27日から翌年1月8日までの間）等を規定しているところである。

しかし、従来、臨時休校としてきた中学校新人戦甲府支部大会が、令和7年度より実施しないことになったため、中学校においては、授業日数が1日増えること、小学校においては、学年によって差異はあるものの約30時間～110時間程度の余剰時間があること、さらには、小中学校とも、例年200日程度の授業日数は確保されており、学習指導要領で示す標準授業時数は実施できていることなどから、2学期の終了を1日早め、12月26日から翌年1月8日までを冬季休業日とするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

（1）第3条を次のように改める。

（休業日等）

第3条 休業日は、次のとおりとする。

- （1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2） 日曜日及び土曜日
- （3） 県民の日
- （4） 市制施行記念日
- （5） 学校創立記念日
- （6） 学年始休業日 4月1日から4月5日までの間
- （7） 夏季休業日 7月21日から8月28日までの間
- （8） 冬季休業日 12月26日から翌年1月8日までの間
- （9） 学年末休業日 3月26日から3月31日までの間
- （10） 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、教育委員会の承認を得た日

3 施行日

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議題：第24号

甲府市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和 年 月 日

甲府市教育委員会

教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

甲府市立小中学校管理規則（昭和32年6月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「12月27日」を「12月26日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議題：第 2 4 号

甲府市立小中学校管理規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
○甲府市立小中学校管理規則 昭和 32 年 6 月 1 日 教委規則第 1 号 第 1 条～第 2 条 略 （休業日等） 第 3 条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 県民の日 (4) 市制施行記念日 (5) 学校創立記念日 (6) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 5 日までの間 (7) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 28 日までの間 (8) 冬季休業日 <u>12 月 26 日</u>から翌年 1 月 8 日までの間 (9) 学年末休業日 3 月 26 日から 3 月 31 日までの間 (10) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、教育委員会 の承認を得た日 2～5 略 第 4 条～第 22 条 略	○甲府市立小中学校管理規則 昭和 32 年 6 月 1 日 教委規則第 1 号 第 1 条～第 2 条 略 （休業日等） 第 3 条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 県民の日 (4) 市制施行記念日 (5) 学校創立記念日 (6) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 5 日までの間 (7) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 28 日までの間 (8) 冬季休業日 <u>12 月 27 日</u>から翌年 1 月 8 日までの間 (9) 学年末休業日 3 月 26 日から 3 月 31 日までの間 (10) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、教育委 員会の承認を得た日 2～5 略 第 4 条～第 22 条 略

甲府市総合市民会館の臨時休館について

1 臨時休館日

指定管理者から令和6年11月15日付で次の期間における臨時休館の申請があった。

申請のあった期間は、近隣の稲積神社において「正ノ木祭り」が開催される。祭りに訪れる多くの来場者により、総合市民会館の駐車場が常に満車になること、また、周辺道路の渋滞が極めて激しい状態になることから、通常の貸館等業務が困難なため、臨時休館とする。

臨時休館日：令和7年5月3日（土・祝）～5月5日（月・祝）
計3日間

2 甲府市総合市民会館条例

第6条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合はその翌日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、若しくは休館日以外に臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。

甲府遺産の認定について

1 甲府遺産について

甲府遺産制度は、令和4年度に文化庁の認定を受け『甲府市文化財保存活用地域計画（第1次）』の具体的措置の一事業である。

本市の多種多様な文化財は、本市の持つ歴史文化の豊かさ“甲府らしさ”を表している。しかし、その多くは文化財として認識されることなく、地域に受け継がれ、その結果、地域内外にとって魅力的な資源にはなりえず、身近な文化財に対する認知を広げるための取り組みが求められている。

このため、身近にある未指定の文化財に目を向け、「甲府遺産」に認定して地域内外への認知を広げ、保存・活用を推進することにより、地域全体で受け継いでいく「こころ」の醸成と地域の発展に資することを目的とする。

2 申請から認定

- ①市内に所在する未指定の文化財について申請受付
- ②甲府遺産認定審査会にて審査
- ③甲府市教育委員会へ甲府遺産認定審査会より審査結果報告
- ④甲府市教育委員会が認定

3 認定後の活用

認定後は、「地域の発展」・「子どもへの郷土愛の醸成」・「観光の振興」の3つをキーワードに申請者や所有者の了承を得たうえで、市民主導により活用していく。

4 令和5年度申請分の認定について

令和5年度分は、本年2月9日から3月29日に募集したところ、6件の応募があった。

甲府遺産認定実施要領に基づき、6月26日に開催した甲府遺産認定審査会による審査の結果、次の4件が甲府遺産認定対象との報告があったことから、甲府遺産に認定する。

① 羽黒大宮神社と荒木大神宮（所在地 羽黒町地内と天狗山山頂）

麓の「羽黒大宮神社」と山頂の「荒木大神宮」の2社は、旧羽黒村の氏神として、羽黒山一帯の信仰を今に伝え、甲府の歴史文化の一端を表している。

なかでも荒木大神宮は、市街地北部東部を中心に分布する積石塚古墳上にあり、古代から現代に至る地域の歴史の積み重ねを感じさせる。

地域に受け継がれてきた神社として、維持管理のための奉仕も活発に続けている。若年層の支えも強大化し、継続性が期待されることから、甲府遺産にふさわしいとの審査結果である。

② 中道往還と迦葉坂の石仏群（所在地 右左口町）

中道往還は、古くから甲斐と駿河を最短距離で結ぶ「魚の道・塩の道」として活用され、なかでも生魚の輸送路として馬により吉原から甲府魚町まで運んだ。

迦葉坂（かしょうざか）の各所には、人、馬の安全を祈る馬頭観音、如意輪観世音などが祀られており、盆地内外への人々の往来を今に伝える貴重な文化遺産である。

解説板の設置やパンフレットの作成、訪問者の案内や若年層への働きかけなど、地域全

議題：第26号

体で守り伝える取り組みは、市内でも傑出しており、甲府遺産にふさわしいとの審査結果である。

③ 千松院境内の信玄堤（所在地 甲府市相生三丁目）

戦国時代、武田氏によって荒川の水難除けのために建立され、寺がある場所は古くから「川除」と称されている。堤状に高く盛り上がっているところが墓地として残存するものの、あまり知られておらず、埋もれた文化遺産である。

近年の防災対策として災害遺構への価値が高まっており、寺関係者の守り伝えようという意欲も高まっている。市や自治会等が主催する事業の教材として活用される頻度も増加傾向にあり、継続性も認められることから、甲府遺産にふさわしいとの審査結果である。

④ 松林軒の看板（所在地 中央一丁目）

松林軒は、天保3年（1832）創業の和菓子屋で、現在七代目の当主により先代より受け継がれる菓子を地域へ提供している。この看板は、五代目の時に甲府大空襲により外壁を残して店舗は焼失したものの、焼け跡から客が見つけ、保管し、届けてくれたと伝える。空襲の記憶を伝える貴重な遺産であることが代々伝えられ、店内に掲示するとともに情報を広く発信するなど、積極的に活動しており、甲府遺産にふさわしいとの審査結果である。

5 添付資料

＜資料1＞令和5年度認定審査結果

＜資料2＞令和5年度関係写真

＜資料3＞羽黒大宮神社と荒木大神宮位置図

＜資料4＞千松院位置図

以上

No.	認定名称	1 甲府らしさ	2 意欲	3 活動頻度・継続性	4 発展性	<審査結果>
1	羽黒大宮神社と 荒木大神宮	市街地北西に位置する旧羽黒村の氏神として祀られており、麓の羽黒大宮神社と山頂の荒木大神宮の2つの社が羽黒山一帯の信仰を今に伝え、 <u>甲府の歴史文化の一端</u> を表している。 また、市街地北部東部を中心に分布する積石塚古墳のうちの1基の墳丘上に荒木大神宮が祀られていることから、古代から現代に至る <u>地域の歴史の積み重ね（重層性）</u> を感じさせる。 なお、同一の氏子組織に支えられる神社であり、羽黒山一帯の信仰形態という <u>地域の歴史文化的ストーリー</u> を考えるうえでも、甲府遺産としては両神社を合わせ、「羽黒大宮神社と荒木大神宮」としての認定が望ましい。	旧羽黒村を氏子域とし、地域住民によって祭礼や境内保全等の活動が行われている。 <u>地域に受け継がれてきた神社</u> とのかかわり方が今も継承されている努力は <u>甲府の宝</u> である。	年中行事としての神事・祭礼を営み、 <u>神社の維持管理のための奉仕を続けている。当たり前</u> の <u>取り組みを当たり前のように続けることが、現代社会では困難になる中で、これらの活動自体が甲府遺産にふさわしい。</u>	氏子域は広く、総代の努力によって <u>若年層の支えも強化</u> しており、当面、深刻な担い手不足に直面することも考えにくいことから、 <u>活動の継続性が期待</u> される。神社一帯は地域の幼稚園等の遠足の場でもあり、広く親しまれている。甲府遺産の認定を通じて、 <u>公共空間でもある地域の社の存在を多くの人が再認識し、当地にてふれあうことで、両神社の存する地域の営みの継承がより確固たるものになることが期待される。</u>	両神社を合わせて「羽黒大宮神社と荒木大神宮」での認定が適切である。
2	中道往還と迦葉坂の石仏群	古くから甲斐と駿河を最短距離で結んだ「中道往還」の存在は、甲府の歴史文化の特徴を考えるうえでも重要である。そして、甲府盆地南部の入口ともいえる右左口地区に位置する迦葉坂の石仏群は、 <u>盆地内外への人々の往来を今に伝える貴重な文化遺産</u> である。 こうした点で、 <u>甲府の歴史文化の特徴を描き出す重要な遺産</u> であり、甲府遺産にふさわしい。 なお、甲府遺産としては、石仏群が往還沿いに立地していることに地域の特徴を見出すことができることから、迦葉坂における中道往還と石仏群をあわせて認定し、名称を「中道往還と迦葉坂の石仏群」とすることが望ましいと考える。	<u>申請団体は、旧右左口宿を中心に解説板の設置、解説パンフレットの作成など、さまざまな取り組みを長年続けており、甲府の歴史文化の継承・活用に重要な役割を担われている。</u>	自治会等による散策イベント、住民団体による解説パンフレット作成、往還沿いの整備活動など、 <u>保全・継承のための多様な取り組みが継続的に実施</u> されている。住民を主体とする取り組みのすがたは甲府遺産にふさわしい。	右左口町の宿自治会は、 <u>住民団体が主導で歴史文化保全・活用の取り組みが長年行われており、甲府市内でも傑出</u> している。 このような継続的な取り組みに端を発する甲府遺産の認定は、 <u>甲府における文化遺産保全・活用のリーディングモデル</u> ともいえるものであり、甲府遺産の認定を通じてこのような <u>取り組みの発信にも資することが期待</u> される。	名称を「中道往還と迦葉坂の石仏群」としての認定が適切である。
3	千松院境内の信玄堤	信玄堤は水防をめぐる歴史として広く知られている。しかし、甲府市内にもその痕跡が確認できることはあまり知られておらず、 <u>埋もれた地域資源として重要な意味</u> を持つ。 <u>地域の生活に溶け込む文化遺産</u> として緩やかに保存・継承されていくことが望ましく、甲府遺産らしい要素といえる。 他方、今回の申請は千松院境内に限ったものであるが、 <u>当該地域の信玄堤は周辺にも広がっており、そうした全体像もあわせて評価することが望ましく、今回の認定範囲はそのモデル的なエリアと捉えるべき</u> である。また、周辺の土地所有者等の希望に応じて、追加認定等を進めることが望ましい。	学術論文等でその価値が明らかにされて以降、 <u>当寺関係者が信玄堤を守り伝えようとする意欲</u> が教育委員会にも届いている。	<u>活動・活用の頻度は年々増加傾向</u> にあり、市主催の歴史教室、自治会主催の散策イベント等での教材として活用されていることから、 <u>継続性が認められる</u> 。 また、市による刊行物等でも大きく取り上げられている。	市内の信玄堤の存在に対する関心も一部で高まっている。甲府市街地に位置していることもあり、 <u>甲府遺産への認定をきっかけに、認知が広がり、これまで気づかなかった多くの人の関心を誘い、地域の歴史文化に対する理解を深めるきっかけになることも期待</u> される。 また、近年、防災対策としての災害遺構への評価が高まる中で、甲府遺産への認定は、 <u>市域の水害の歴史を伝え、防災意識の向上等にも資すること</u> も期待される。	認定が適切である。
4	松林軒の看板	甲府空襲の戦火に耐えた看板の存在は、 <u>空襲の記憶を住民目線で伝える重要な遺産</u> であり、甲府遺産らしい要素である。	看板が救出されたエピソードとともに大切に受け継ぎ、訪れた客にも紹介し続ける <u>店主の取り組みは、遺産の受け継ぎ方、活かし方のひとつのすがたを私たちに教えて</u> くれ、甲府遺産にふさわしい。	店舗建物は空襲で焼失してしまっただが、 <u>看板の存在とそれに関わるエピソード</u> が店の長い歴史を伝えており、これ自体が <u>重要な活動</u> となっている。 店舗では <u>大切に展示</u> され、また、さまざまな場面でその <u>歴史を伝えるための活動</u> がなされている。	甲府市街地は近世城下町でありながら、空襲の影響で歴史的な建物等はほとんど残っていない。そうしたなかで、これは一店舗の看板ながら、 <u>町の記憶を今に伝える重要な要素</u> である。市街地のまちあるきなど、 <u>さまざまな場面での活用も期待</u> され、甲府遺産への認定を通じて、 <u>地域全体で大切にしてい</u> く <u>機運が醸成されることが期待</u> される。	認定が適切である。



②中道往還と迦葉坂の石仏群

(左上) ①- 1 羽黒大宮神社
(左下 2 枚) ①- 2 荒木大神宮



③千松院境内の信玄堤



④松林軒の看板





令和6度 甲府市武田氏館跡歴史館の 臨時開館について

1 臨時開館日

昨年度から指定管理者制度導入により運営主体者が民間事業者へと移行しており、指定管理者から令和6年10月2日付で次の定休日の臨時開館の申請があった。

申請のあった臨時開館日は、年末年始と冬休み期間であり、神社参拝や家族での来館者も多いことが見込まれることから、来訪者の利便性も考慮し、臨時開館とする。

臨時開館日：	令和6年	12月	29日	(日)
		12月	30日	(月)
		12月	31日	(火)
令和7年	1月	1日	(水)	
	1月	2日	(木)	
	1月	3日	(金)	
	1月	7日	(火)	
	合計	7日間		

2 甲府市武田氏館跡歴史館条例

第6条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）